

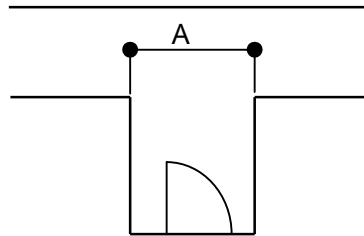
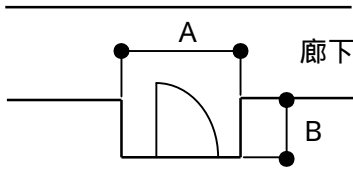
床面積 3 (共用廊下、地階の住宅の部分)

(関係条文)  
法 52 条 2 項・4 項

共同住宅の共用廊下 (アルコーブの取扱い)

1 . A B

2 . A 法定上必要な廊下幅



各住戸より E V への経路は共用部

各住戸より住宅専用の駐車場・駐輪場への経路は共用部

住宅専用の駐車場・駐輪場から屋外へ出る経路は共用部

1 . 2 いずれの場合もアルコーブ部分は、門等がない他、空調屋外機、居住専用空間がない等、共用の廊下としての空間を有している事。

A , B 共有効寸法

地階の住宅の部分

容積率の算入において、「建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1m 以下にあるものの住宅の用途に供する...」において、その天井が地盤面からの高さ 1m 以下とは下記のように判定する

地盤面 ; 平均地盤面

天井 ; 令 21 条による 1 室毎の

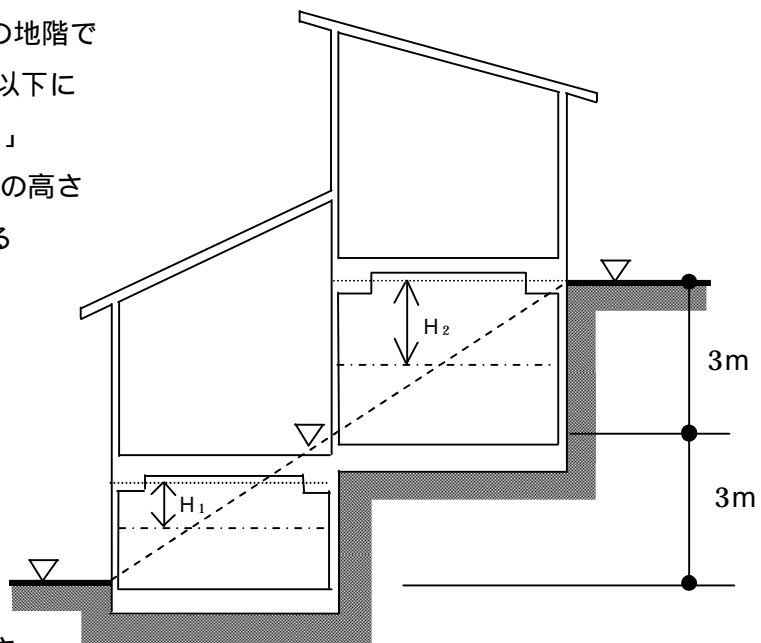
平均天井面

..... ; 平均天井面

- - - - - ; 平均地盤面

$H_1$  ,  $H_2$  ; 地盤面からの天井の高さ

▽ ; 建築物が接する地盤のレベル



備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01